

管理不全な空き家の解体費用を補助します

新規事業

令和7年度「阿賀野市空き家解体支援事業」のご案内

管理不全な状態にある空き家の解体工事に要する経費の一部を補助し、市民の生活環境の保全及び安全安心なまちづくりの推進を図ります。

補助対象者

- ・ 空き家の所有者※または相続人
※登記事項証明書に所有者と記載されている人

特定空家等、不良住宅は、
最大50万円

補助対象空き家

- ・ 過去1年以上居住していない空き家
- ・ 自己またはその親族の居住のために建築された空き家 など

補助上限額
最大20万円

補助対象工事

- ・ 敷地内にある空き家、付属する工作物を全て解体・除去する工事 など

補助金の交付条件

1. 空き家の解体工事完了後、跡地周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること
2. 申請者およびその3親等以内の親族が建替えを目的としないこと

※申請には要件があります。事業の詳細は、建設課窓口または市ホームページでご確認ください。

※交付申請前に事前調査の申し込みが必要です。
事前調査で補助対象空き家に該当するかどうかを確認します。

※事前調査申し込み受付期間 令和7年5月7日（水）～6月6日（金）

〈問い合わせ先〉

阿賀野市役所

産業建設部 建設課 都市計画建築係

〒959-2092

阿賀野市岡山町10番15号

電話 0250-61-2480

E-mail toshikeikaku@city.agano.niigata.jp

